

総務部長説明要旨

総務部長の友井でございます。
よろしくお願いいたします。

まずはじめに、職員の懲戒処分について、ご報告致します。

去る令和 6 年 1 1 月 1 5 日夜、有田振興局農林水産振興部職員は、職場関係の懇親会の一次会においてビール及び日本酒を飲んだ後、二次会への参加等を経て、翌 1 6 日午前 1 時頃、駐車場に駐車していた自家用車を運転して帰宅しようとしたところ、警ら中の警察官に呼び止められ、運転を停止しました。その後、警察官によるアルコール呼気検査の結果、基準値を超えるアルコール分が検出されたことから、罰金 5 0 万円の刑に処せられたため、令和 7 年 3 月 2 1 日付けで、停職 6 か月の処分としました。

このような不祥事の発生は、行政全体への信頼を大きく揺るがせるものであり、職員の綱紀の厳正保持について、主管課長会議や研修、文書通達など、あらゆる機会を通じて指導するとともに、再発防止策を講じてまいります。

それでは、総務部の議案の概要をご説明させていただきます。

はじめに補正予算案につきましては、議案書の 1 ページをお開き願います。

議案第 1 0 2 号「令和 7 年度和歌山県一般会計補正予算」は、高等学校等就学支援金制度で所得制限を受けている世帯の高校生等に

対し、臨時支援金を支給するとともに、高校生等奨学給付金のうち、国公立学校の全日制課程等に通う非課税世帯の第1子に係る給付金を増額するための経費等として、総額5億4,625万3千円の増額補正及び債務負担行為の追加、変更を行うものでございます。

次に、条例案件であります、

議案書の7ページ、議案第103号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により新設される第2号部分休業に関し必要な事項を定めるとともに、所要の改正等を行うものです。

議案書の11ページ、議案第104号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」は、子育て部分休暇について、1年につき77時間30分を超えない範囲内で1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できるようにするとともに、妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等に関し必要な事項を定めるほか、所要の改正等を行うものです。

議案書の14ページ、議案第105号「和歌山県税条例の一部を改正する条例」は、地方税法等の一部改正に伴い、個人の県民税の所得割の納税義務者について、総所得金額等から特定親族特別控除額を控除することとするとともに、加熱式たばこに係る県たばこ税の課税標準の特例を設けるほか、規定の整備を行うものです。

議案書の22ページ、議案第108号「和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」は、大学等における修学の支援に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うものでございます。

次に、追加の補正予算案につきましては、追加議案書の1ページをお開き願います。

議案第 1 1 1 号は、物価高対策として、国の電気・ガス料金負担軽減支援の対象とならない L P ガス利用者並びに特別高圧で受電する医療機関及び中小企業者を支援するとともに、本年 4 月の降雹により被害を受けた梅農家に対し、次期作に向けた適正施肥^{せひ}を促すため、肥料の購入に要する費用の一部を支援するための経費として、総額 5 億 5 , 6 7 8 万円の増額補正を行うものでございます。

なお、歳入に関する説明につきましては、後ほど財政課長からご説明させていただきます。

次に、追加の条例案件であります、

追加議案書の 4 ページ、議案第 1 1 2 号「選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人及び審査分会立会人の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」及び議案第 1 1 3 号「投票管理者、開票管理者、投票立会人及び開票立会人の報酬及び費用弁償の額の基準を定める条例の一部を改正する条例」は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の受ける報酬の額及び投票管理者等の受ける報酬の額の基準を改めるものです。

追加議案書の 6 ページ、議案第 1 1 4 号「和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に係る限度額を改めるものでございます。

私からは、以上でございます。

よろしくご審議の程お願い申し上げます。

令和 7 年 6 月定例会総務委員会

補正予算歳入説明（財政課）

財政課長の庄中でございます。よろしくお願いいたします。

令和 7 年度一般会計 6 月補正予算案の歳入について、ご説明申し上げます。

「補正予算説明書」の 1 ページをご覧ください。

歳入全体の補正額の合計は、5 億 4 , 6 2 5 万 3 千円となっております。

補正を行う項目につきましては、入^{にゅう} 1 ページの**分担金及び負担金**で、令和 7 年 3 月の降雨により発生した被害に対する災害緊急がけ崩れ対策事業の施行に伴う市町村負担金として、7 2 万円を増額しております。

次に、入 2 ページからの**国庫支出金**につきましては、国の令和 7 年度当初予算が修正されたことなどに伴うものであり、合計で 5 億 2 , 3 8 6 万円を増額しております。

次に、入 4 ページの**繰入金**につきましては、財政調整基金からの繰入金の増により、1 , 5 3 7 万 3 千円を増額しております。

次に、入 5 ページの**県債**につきましては、投資的経費の財源として、6 3 0 万円を増額しております。

続きまして、令和 7 年度一般会計 6 月補正予算案の**追加提案分**の歳入について、ご説明申し上げます。

「補正予算説明書（追加）」の 1 ページをご覧ください。

国の予備費の使用に伴う補正であり、歳入全体の補正額の合計は、5 億 5 , 6 7 8 万円となっております。

補正を行う項目につきましては、入 1 ページの**国庫支出金**で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増により、5 億 5 , 6 7 8 万円を増額しております。

私の説明は以上でございます。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。